

官報

号外 昭和二十九年三月十二日

第十九回 参議院會議録第十七号

昭和二十九年三月十二日(金曜日)午前十一時三十四分開議

議事日程 第十七号

昭和二十九年三月十二日
午前十時開議

第一 港域法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第二 遼洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、明就を省略いたします。

一昨十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 法務委員 赤松 常子君
 - 労働委員 小林 亦治君
 - 予算委員 田中 啓一君
 - 参議院運営委員 佐藤清一郎君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 法務委員 小林 本治君
 - 労働委員 赤松 常子君
 - 予算委員 佐藤清一郎君
 - 参議院運営委員 田中 啓一君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林委員会に付託した。

肥料取締法の一部を改正する法律案(網島正興君外二十四名提出)

同日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案

昭和二十八年度の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てん

するための一般会計からする繰入金に関する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特別被害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律案

昭和二十八年度の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案

昨十一日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

外務省設置法等の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

郵政委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めめるの件

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

防衛庁設置法案

自衛隊法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

交通事故即決裁判手続法案可決報告書

遼洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案可決報告書

港域法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。厚生委員長から、昨年十二月十日決定いたしましたソ連地区引揚者の実情調査のための議員派遣中派遣期間、昨年十二月二十日から末日までのうち四日間を本月十八日から四日間と変更されたい旨の要求書が提出されております。委員長要求の通り議員派遣の変更をすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて委員長要求の通り変更することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第一、港域法の一部を改正する法律案、

日程第二、遼洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長前田穠君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

港域法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月六日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

港域法の一部を改正する法律案 港域法の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表の北海道の部吉小牧港の項中「三角点(七・九メートル)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面を」三角点(九メートル)から二百六十四度三十分二千七百メートルの地点を中心として二千七

二二三

昭和二十九年三月十二日 参議院會議録第十七号 議長の報告 會議 議員派遣変更の件 港域法の一部を改正する法律案外一件

百メートルの半径を有する円内の海面に改める。

別表の千葉県の都千葉港の項中「百八十度五十分の地点まで引いた線、同地点から九十度引いた線」を「二百四十五度に引いた線、村田川口左岸突端から二百九十九度に引いた線」に改める。

別表の京都府の都浅茅川港の項中「三角点(二八五・七メートル)から四十五度二千メートルの地点を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面」を「三角点(二八五・六メートル)(北緯三十五度四十分十八秒東経百三十五度零分三十秒)から三十度千九百メートルの地点を中心として六百メートルの半径を有する円内の海面、湖水面及び河川水面」に改める。

別表の大阪府の都堺港の項中「海面」を「海面並びに東経百三十五度二十七分四十八秒の子午線から下流の大和川河川水面中大阪港の港の区域に属する河川水面を除いた部分」に改める。

別表の大阪府の都大阪港の項中「神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大瀬橋、尻無川岩崎橋、安治川船津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川水面及び船津橋南端と大瀬橋東端とを結んだ線以西の運河水面」を「淀川分派川神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、東経百三十五度二十七分四十八秒の子午線と大和川右岸との交点から百八十度百三十四メートルの地点まで引いた線、同地点から二百九

十二度に引いた線、同線と大和川口両突端を結んだ線との交点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面及び大和川河川水面、新淀川最下流鉄橋、正蓮寺川北港大橋、六軒家川春日出橋、安治川新給津橋及び端建蔵橋、尻無川岩崎橋、木津川千代崎橋各下流の河川水面、敷津運河以西の住吉川河川水面並びに安治川及び木津川により囲まれた各運河、北港運河及び敷津運河の各運河水面」に改める。

別表の兵庫県の都尼崎港の項中「並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面」を「淀川分派川神崎川、淀川分派川左門殿川、庄下川及び

別表の広島県の都中

重井 長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から百八十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

佐木 佐木島三角点(一八四メートル)と因ノ島龍王山三角点(二四一メートル)とを結んだ線、佐木島鍋ヶ鼻から八十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表の広島県の都瀬戸田港の項中「孔蔵寺山三角点(六七メートル)を中心として二千メートル」を「孔蔵寺山三角点(六七メートル)から七十六度八百四十メートルの地点を中心として二千メートル」に改める。

別表の広島県の都福岡港の項中「三池港燈台」を「三池港北突堤燈台」に改める。

び彦川各最下流道路橋下流の河川水面、旧左門殿川河川水面並びに淀川分派川左門殿川辰巳橋西端と武庫川最下流鉄橋東端とを結んだ線以南の各運河水面」に改める。

別表の広島県の都広島港の項中「海面」を「海面並びに猿猴川、京橋川、元安川、本川及び天満川各河川最下流道路橋下流の河川水面」に改める。

別表の広島県の都土生港の項中「同地点から因ノ島字崎まで引いた線」を「同地点から二十五度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点と奥山山頂(三九三メートル)とを結んだ線」に改める。

重井 長串鼻から小細島北端まで引いた線、同島西端から百八十八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

佐木 佐木島三角点(一八四メートル)と因ノ島龍王山三角点(二四一メートル)とを結んだ線、佐木島鍋ヶ鼻から八十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表の広島県の都瀬戸田港の項中「孔蔵寺山三角点(六七メートル)を中心として二千メートル」を「孔蔵寺山三角点(六七メートル)から七十六度八百四十メートルの地点を中心として二千メートル」に改める。

別表の広島県の都福岡港の項中「三池港燈台」を「三池港北突堤燈台」に改める。

別表の鹿児島県の都中

宮之浦 屋久島塚崎から肥瀬ノ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに宮之浦川宮之浦橋下流の河川水面

名瀬 端崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

吉仁屋 皆通崎から二百四十四度に引いた線、阿鉄南西端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「阿津」を「阿津 千葉」に、「鹿児島」を「鹿児島 名瀬」に改める。

第五十二条第一項の許可を受けて遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する総トン数百五十トン以上千トン未満の船舶が、甲区域(東経百八十度、南緯十三度、東経九十四度及び北緯六十三度の線により囲まれた区域外の区域をいう。以下同じ)内において当該漁業に従事する場合に、船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)第十八条第一項本文及び同法附則第二項の規定にかかわらず、当該船舶に、別表の船舶の欄に掲げる区分により、同表の船舶職員の欄に掲げる船舶職員として、同表の資格の欄に掲げる資格又はこれより上級の資格の海技従事者を乗り組ませることをもつて足りる。

第一条 船舶所有者は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

参議院議長 河井篤八 提 康次郎

昭和二十九年三月六日

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

第一条 船舶所有者は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

第二条 前条の船舶が甲区域内において遠洋かつお・まぐろ漁業に従

別表

船 種	総トン数五百五十トン以上二百トン未満の船舶		総トン数三百トン未満の船舶		総トン数五百トン未満の船舶	
	船長	機関長	船長	機関長	船長	機関長
船舶職員	乙種一等航海士	乙種一等機関士	乙種一等航海士	乙種一等機関士	乙種一等航海士	乙種一等機関士
資 格	乙種一等航海士	乙種一等機関士	乙種一等航海士	乙種一等機関士	乙種二等航海士	乙種二等機関士
	丙種船舶通信士	丙種船舶通信士	丙種船舶通信士	丙種船舶通信士	丙種船舶通信士	丙種船舶通信士
	一等船舶通 信士	一等船舶通 信士	一等船舶通 信士	一等船舶通 信士	二等船舶通 信士	二等船舶通 信士
	一等航海士	一等機関士	一等航海士	一等機関士	二等航海士	二等機関士
	二等航海士	二等機関士	二等航海士	二等機関士	三等航海士	三等機関士
	機関長	機関長	機関長	機関長	機関長	機関長
	一等機関士	一等機関士	一等機関士	一等機関士	二等機関士	二等機関士
	二等機関士	二等機関士	二等機関士	二等機関士	三等機関士	三等機関士
	一等船舶通 信士	一等船舶通 信士	一等船舶通 信士	一等船舶通 信士	二等船舶通 信士	二等船舶通 信士
	二等船舶通 信士	二等船舶通 信士	二等船舶通 信士	二等船舶通 信士	三等船舶通 信士	三等船舶通 信士

第三條 第一條の船舶が甲区域内において遠洋かつお・まぐろ漁業に従事する場合における船舶職員法第十八條第二項若しくは同法第二十一條第二項又はこれらの規定に係る同法附則第二項の規定の適用

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に効力を失ふ。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日に効力を失ふ。

「前田君發言、拍手」
○前田君發言、只今議題となりました港域法の一部を改正する法律案及び遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
先ず港域法の一部を改正する法律案について申し上げます。
本法案の要点は、港灣事情の変化に伴いまして、苫小牧港ほか十港の港域を案情に即するように改め、佐木港については、最近の船舶交通事情の変化に即応するよう、又名瀬港及び吉仁屋港については、奄美群島の復帯に伴い、新たに港域を定めることとあります。本法案の質疑につきましては、詳細を速記録に譲ることにいたします。討論を省略し、採決に入りましたところ、本法案は、原案通り可決すべきものと、全会一致を以て決定いたしました。

総トン数千トン未満の船舶	
船長	甲種一等航海士
一等航海士	乙種船長又は甲種一等航海士
二等航海士	乙種一等航海士
機関長	甲種一等機関士
一等機関士	乙種機関長又は甲種二等機関士
二等機関士	乙種一等機関士
一等船舶通 信士	乙種船舶通信士
二等船舶通 信士	乙種船舶通信士

本法案の要点は、従来船舶職員法に規定する乙区域内において操業しておりました遠洋かつお・まぐろ漁業の操業区域の拡張に伴いまして、甲区域にまで出漁するものが多くなり、それに伴い、船形も大型化し、従いまして船舶職員の資格も、船舶職員法に定めらるる甲区域において従業するものでなければならなくなり、現在より一段と上級の資格者を必要とすることになったのであります。併し早急にはその資格者の補充が困難なため、暫定措置として二年間を限つて、現在の乙区域と甲区域のほぼ中間程度の資格を以て足りるとする臨時特例を設けることにいたしましたのであります。
本法案の質疑に入りましたところ、一委員より「本法案は、二年後において失効することとなるが、そのときまでに現行法に定められた甲区域における法定資格を有する船舶職員の充足を図ることが出来るか」との質問に対し、政府委員は、「遠洋かつお・まぐろ漁船以外の船員の転船、遠洋かつお・まぐろ漁船乗組船員の再教育、水産関係学校卒業者の雇入れ等により充足が可

能の見通しがついている」との答弁がありました。詳細は、速記録に譲ることにいたしましたと思ひます。
討論に入りまして、かつお・まぐろ漁業の経済的重要性に鑑み、賛成はするが、船舶航行の安全性の確保について遺憾なきを期せられたい。又「本法案は、二年間の時限法であるが、一日も早く所要船員の充足を図らねば」との賛成意見がそれ／＼述べられました。

採決の結果、本法案は、原案通り可決すべきものと、全会一致を以て決定いたしました。
右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致を以て可決せられました。
本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午前十一時四十一分散会

○本日の会議に付した事件
一、議員派遣変更の件
一、日程第一 港域法の一部を改正する法律案
一、日程第二 遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律案

昭和二十九年三月十二日 参議院會議録第十七号

出席者左の通り。

議長	河井 彌八君
副議長	重宗 雄三君
議員	河野 謙三君 佐藤 尙武君
	小林 政夫君 岸 良一君
	片柳 眞吉君 上林 忠次君
	楠見 義男君 奥 むめお君
	石黒 忠篤君 飯島連次郎君
	加賀山之雄君 赤木 正雄君
	山川 良一君 森田 義衛君
	村上 義一君 宮城タマヨ君
	三木與吉郎君 前田 穰君
	廣瀬 久忠君 早川 慎一君
	野田 俊作君 西田 隆男君
	豊田 雅孝君 土田國太郎君
	田村 文吉君 館 哲二君
	竹下 豊次君 杉山 昌作君
	高瀬莊太郎君 新谷寅三郎君
	島村 軍次君 白井 勇君
	横川 信夫君 深水 六郎君
	木村 守江君 青柳 秀夫君
	西川弥平治君 石井 桂君
	井上 清一君 関根 久藏君
	川口爲之助君 酒井 利雄君
	劍木 亨弘君 谷口弥三郎君
	長谷山行毅君 田中 啓一君
	大矢半次郎君 岡崎 眞一君
	植竹 春彦君 岡田 信次君
	松岡 平市君 團 伊能君
	左藤 義詮君 寺尾 豊君
	中山 壽彦君 大屋 晋三君
	津島 壽一君 大野木秀次郎君
	小瀧 彬君 古池 信三君
	伊能繁次郎君 杉原 荒太君
	榊原 幸君 宮澤 喜一君
	高橋 衛君 西岡 八郎君
	重政 庸徳君 小澤久太郎君
	木内 四郎君 藤野 繁雄君

雨森 常夫君	石村 幸作君
青山 正一君	秋山俊一郎君
入交 太藏君	仁田 竹一君
松平 勇雄君	上原 正吉君
郡 祐一君	川村 松助君
島津 忠彦君	大和 與一君
井上 知治君	岩沢 忠恭君
木下 源吾君	内村 清次君
秋山 長造君	阿具根 登君
河合 義一君	岡 三郎君
竹中 勝男君	清澤 俊英君
成瀬 晴治君	小酒井義男君
重盛 壽治君	江田 三郎君
小林 孝平君	久保 等君
田畑 金光君	矢嶋 三彦君
藤田 進君	田中 一君
栗山 良夫君	小笠原三三男君
菊川 孝夫君	若木 勝藏君
天田 勝正君	羽生 三七君
曾根 益君	山下 義信君
市川 房枝君	東 隆君
木島 虎藏君	松永 義雄君
松浦 定義君	三好 英之君
赤松 常子君	深川タマエ君
寺本 廣作君	紅露 みつ君
鈴木 一君	加瀬 完君
有馬 英二君	笹森 順造君
菊田 七平君	村尾 重雄君
細橋 小虎君	一松 定吉君
羽仁 五郎君	
國務大臣	
運輸大臣	石井光次郎君

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部

十五円 (送料別)

発行所

東京府新宿区市谷本町一丁目五番地九段三丁表官報社 電話東京一九〇〇